

国民健康保険税について



◆国民健康保険制度について

国民健康保険は、自治体（市町村）が保険者となって運営している医療保険制度です。被保険者（国保加入者）が納付される保険税（料）などで、疾病・障害などの医療費の給付を行っております。基本的に被保険者の方々にかかる総医療費の半分を国保加入者が納付する保険税で、残り半分を国・県の負担金・交付金と加入者の自己（本人）負担金（1～3割）で運営されています。

国民健康保険税は、加入世帯の所得・資産・人数などをもとに1年間分が6月に算定され、その納期は6月から翌年3月までの毎月です。年度途中で資格の取得・喪失がある場合は、その都度、国保税額は変更になります。加入資格に異動が生じた場合は、15日以内に役場へ届出が必要です。

◆国民健康保険税の算出方法について

算出方法は次のとおりです。

一世帯の国保税年税額は、国保加入者（被保険者）の
所得割額＋資産割額＋均等割額＋平等割額 を合算し算出します。

医療分の算出明細

所得割額	（被保険者の前年分所得－国保税基礎控除額330,000円）×6.4%（所得割税率）
資産割額	被保険者の今年度の固定資産税額×30%（資産割税率）
均等割額	被保険者一人につき 16,000円
平等割額	国保加入世帯定額 18,000円

※介護分についても税率・金額は異なりますが同様に算出します。

※国保に加入している40歳から64歳までの方がいる世帯は、介護保険分（介護保険2号分）が上乗せされます。

※所得金額によっては税額軽減がかかる場合があります。

《国民健康保険税算出例》

●Aさん世帯の場合

家族構成	年齢	所得額	固定資産税額	医療分	介護分
Aさん（世帯主）	45	1,905,750円	12,500円	有り	有り
妻	40	なし	なし	有り	有り
長男	18	なし	なし	有り	無し
長女	16	なし	なし	有り	無し